

三重県警察学校食堂グリストラップ清掃及び 産業廃棄物処理業務特記仕様書

この特記仕様書は、三重県警察学校食堂グリストラップ清掃及び産業廃棄物処理業務について適用し、その内容は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、県市町条例及びその他関係法令に基づき適正に業務を行うことを示したものである。

本仕様書は大要を示したものであり、記載のない事項であっても、委託者「三重県警察本部」（以下「甲」という。）が庁舎管理上必要と認めた軽微な作業・業務は、委託金額の範囲内で受託者（以下「乙」という。）が実施するものとする。

1 業務名

三重県警察学校食堂グリストラップ清掃及び産業廃棄物処理業務

2 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日までの間

3 対象施設

三重県津市高茶屋四丁目2750-1 三重県警察学校

4 業務内容

三重県警察学校食堂グリストラップ清掃により排出される廃棄物について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係する法令に従い、適正な収集運搬及び処分を行うこと。

収集運搬は産業廃棄物収集運搬業務であり、処分とは産業廃棄物中間処分業務である。

5 対象物品

(1) 種類

産業廃棄物（グリストラップ内の沈殿物）

(2) 年間搬出量

0.90m³（SUS製土中埋設型 容量0.15m³×3槽（0.45m³））

(3) 清掃・搬出回数

2回（おおむね9月・3月に実施すること、実施にあたっては甲と調整の上、決定するものとする。）

6 廃棄物の収集運搬

(1) 関係法令等を遵守し、適正に行うこと。

(2) 業務の履行に当たり、甲の業務に支障のないように十分注意を払い、廃棄物の飛散、落下等が生じた場合は、乙が速やかに処理すること。

(3) 搬出に係る一切の経費は、本業務に含むものとする。

7 廃棄物の処分

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、県市町条例等に基づき、適正に行うこと。

(2) 処分に係る一切の経費は、本業務に含むものとする。

(3) 処分する廃棄物は選別を行い、再資源化を図れるゴミについては、再資源化に努めるものとする。ただし、再資源化が難しいと判断される廃棄物に関しては、甲乙協議の上、適正に処分を行うものとする。

8 産業廃棄物管理票

(1) 乙は、産業廃棄物を収集運搬、処分する際には、産業廃棄物管理票に必要事項を記載し、業務完了後、A、B2、D、E票を甲に交付するものとする。ただし、A票については、産業廃棄物引渡し時に委託施設に交付するものとする。

(2) 産業廃棄物管理票は、乙が提供するものとする。

- (3) 産業廃棄物管理票は原則種類ごとに作成すること。ただし、発生段階から複数の産業廃棄物が混在しており、かつ、それぞれの産業廃棄物の種類ごとに容易に分離できない場合は1通のマニフェストの作成は可とする。
- (4) 産業廃棄物管理票に記載する処分数量について、m³表記とすること。

9 その他

- (1) 産業廃棄物の排出量については予測量であるので、大幅に誤差が生じない場合は契約の範囲内とする。
- (2) 収集運搬及び処分は全て乙が行うものとし、乙は受託した業務を第三者に委託してはならない。ただし、「委任状」を提出している場合は委任業務を再委託の相手方が行うことは認められる。
- (3) 本仕様に定めのない事項に関して疑義が生じた事項については、必要に応じ甲乙協議の上、決定するものとする。